

## 【エクアドル経済:2013年6月】

### 1. キンロスゴールド社の大規模金鉱開発プロジェクト撤退

(1)10日、資源開発大手のキンロスゴールド社(本社カナダ・トロント)が、フルータデルノルテ(FDN)における金採掘開発プロジェクトから撤退する旨のプレスリリースを発表した。

(2)同社は、2年以上にわたり本件プロジェクトにかかる採掘及び投資保証協定交渉を続けてきたが、経済的及び法律的な条項に関し、全ての利害関係者の利益を均衡させる合意に至ることができなかった。同社は、FDNにおける開発プロジェクトに対するこれ以上の投資は同社及び株主の利益にならないと結論した。

(3)ローリンソン同社最高経営責任者(CEO)は、「多大な努力を続けてきたが、FDNにおける開発プロジェクトに関し、双方が満足できるような合意に至ることができなかったことは残念である。我々はエクアドル政府の主権及び資源開発の手段を決定する権利を尊重する。」旨述べた。

(4)エクアドル国内法は、開発プロジェクトの経済評価フェーズを18ヶ月まで延長するか、もしくは採掘フェーズの開始を停止することを認めており、そのための交渉は今年8月1日まで可能だったが、エクアドル政府は、経済評価フェーズの延長も採掘フェーズの開始停止も認めない旨明らかにしていた。開発プロジェクトの売却にもエクアドル政府による事前の許可が必要となるが、同政府は、キンロスゴールド社が新しいパートナーもしくはプロジェクトの売却先を探すことを支持しない旨述べていた。

(5)メリサルデ伝統的天然資源大臣は、「予想される利益が同社の株主にとって都合のいいものではなかったから撤退するのだろう。我々は、多国籍企業の提案に対し譲歩しなかった」旨述べ、詳細は明らかにしなかったもののFDNにおける金採掘開発プロジェクトをさらに進める旨明言した。

(6)ベラ鉱業担当伝統的天然資源副大臣は、キンロスゴールド社がこれまでFDNにおけるプロジェクトに行った投資の扱いについて、現在調査中であり、どのように処理すべきか検討中である旨述べた。

(当館注)

FDNにおける開発プロジェクトは、カナダのオウレリアンリソース社が現地法人を設立し2001年から採掘を行っていたが、2008年に同社を買収したキンロスゴールド社が、権益を引き継ぎ開発を継続していた。2011年12月には、政府との採掘契約の事前取極に合意したが、その後の交渉は難航していた。

### 2. 鉱業法改正

(1)13日、水銀の使用禁止、中規模鉱業のカテゴリーの新設、開発行為に先立ち必要な事前許可を環境省及び国家水資源庁によるもののみとすること、特別収入税は投資額を回収

した後の利益に対して適用することなどを主な内容とする鉱業関連法改正法案が国会で成立した。

(2)しかしながら、26日、コリア大統領は、同法案に対し拒否権を発動し、小規模鉱業における監督省庁への採掘量の報告義務に関し、公証人の認証を得た後に報告を行うこと、また、手作業による採掘に関し、2010年に政府が実施した庁の際に登録された者のみ今般の関連法改正による合法化の対象とすることを提案し、同法案を国会へ差し戻した。

(当館注)

(1)2008年4月に環境・社会・文化への影響に配慮した鉱業法を制定する旨規定した鉱業にかかるとする制憲議会令が発布され、2009年に鉱業法が制定された。しかしながら、同法では、開発を行おうとする企業は、事前に環境影響評価を実施し環境省の許可を得なければならぬ等手続きが煩雑すぎることで、収益の50%以上を政府に支払わなければならない世界的にも高い税率になっていること及び政府入札が国家鉱業会社(ENAMI)に有利になっていること等が障害となり大規模鉱山開発が採掘に至った例はなく直接投資も途絶えていた。

(2)直接投資を誘致し産業振興によって経済を成長させようとするコリア大統領は、新国会発足直後の5月17日に優先課題のひとつである鉱業関連法改正法案を緊急法案として国会に提出していた。

(3)今般の拒否権発動を受けて、国会は、30日以内に過半数の賛成により大統領の修正案を受け入れるか、もしくは3/4以上の賛成により13日に成立した本改正法を改めて成立させなければならない。

### 3. パティーニョ外務大臣のアジア訪問

(1)韓国

ア 18日、韓国ソウルにおいてパティーニョ外務大臣は、ユン・ビョンセ韓国外交部長官と会談した。会談では、環太平洋の経済協力枠組みにおける二国間協力にかかる覚書に署名するとともに、両国の協力関係の進展状況が話し合われた。

イ 会談においてパティーニョ外務大臣は、「エクアドル政府は、投資、経済協力、交換留学、科学技術移転等の分野における韓国との関係を深めることを望んでいる」旨明らかにした。また、現在進行中のプロジェクトをさらに推進し、投資分野における協力関係の強化及び二国間の通商協定の交渉のため、来年にもパク韓国大統領のエクアドル訪問を受け入れる用意がある旨のコリア大統領のメッセージを伝えた。

ウ さらに、パティーニョ外務大臣は、両国が、通商協定の交渉を始めるための第一段階を終了した旨述べた。また、同協定は、対韓国貿易赤字を削減するものである旨述べ、通商協定の交渉が成功するよう韓国政府の理解を求めた。

(2)ベトナム訪問

ア 23日、ベトナムを訪問したパティーニョ外務大臣は、ホー・チ・キム・トア・ベトナム商工省副大臣と会談し、貿易及び投資の強化、また、数カ月以内に設置される予定の在ベトナム・エ

クアドル大使館の竣工に合わせてコリア大統領が同国を訪問する可能性についても話し合った。

イ 会談において、パティエーニョ外務大臣は、エクアドルが、ベトナムとエクアドルの経済補完性を強化し技術移転を可能にするような通商協定(ACUERDO COMERCIAL PARA EL DESARROLLO)の交渉を始めたいとのエクアドル政府の意向を伝えた。また、「エクアドル政府は南南関係の強化を進めている。ベトナムとの経済関係をより緊密なものとしたい」と述べた。

ウ 一方、ホー・チ・キム・トア商工省副大臣は、「エクアドルの潜在的可能性は高い。同国との経済関係を強化することにより、我々は、ラテンアメリカ市場にアクセスすることができる」旨述べた。

### (3) マレーシア訪問

ア 26日、マレーシアを訪問したパティエーニョ外務大臣は、ムハマド・マレーシア商工大臣と歓談し、貿易関係の緊密化、投資及び経済協力の振興誘致にかかる覚書に署名した。

イ 会談において、パティエーニョ外務大臣は、通商協定の調印に向けて中小企業振興にかかる両国の経験と知識を交換するための合同委員会を立ち上げることを提案した。

ウ ムハマド商工大臣は、「地理的に遠く隔てられているにもかかわらず、両国の経済構造には類似性があり、貿易と観光に対して開かれた経済を望んでいることから、エクアドルとの関係をより強固なものにできると期待している」旨述べた。

## 4. 欧州連合(EU)との政策対話

21日、ブリュッセルにおいてエクアドルとEUの政策対話が行われ、エクアドルから出席したアルブハ外務副大臣は、「エクアドルは新しい段階にありEUとWIN-WINの関係を築きたい。我々は、開かれた精神、尊厳、主権について話し合った」旨述べた。

## 5. 国家開発計画(PLAN NACIONAL PARA EL BUEN VIVIR)2013-2017

24日、コリア大統領が議長を務める国家企画審議会(CONSEJO NACIONAL DE PLANIFICACION)において国家開発計画2013-2017が承認された。

(当館注)

エクアドル共和国憲法は、政権発足後90日以内に国家開発計画を策定しなければならない旨規定しており、同計画は、国家企画審議会の承認を以て有効となる。

## 6. アンデス貿易促進・麻薬根絶法(ATPDEA)

情報漏えいの疑いで米国において訴追されているスノーデン元CIA職員の亡命問題に関し、27日、フェルナンド・アルバラード・コミュニケーション庁長官は、米の政治家、メディア、既成勢力カグループの一部による、(7月末に失効する)ATPDEAを更新しないという脅迫に対し、「エクアドルは何者からの脅迫にも屈しない。また、経済的な利益のみを考慮して貿易を行うこと

はしない。優遇税制は、当初、アンデス諸国の麻薬との戦いに対する報償という形で与えられたが、すぐに新たなゆすりを行うための手段となったことを思い出して欲しい」と述べ、ATP DEAを「一方的、撤回不能」な形で放棄することを発表した。